杉並区会計年度任用職員（一般）【児童指導】募集案内

令和８年11月15日
杉　　並　　区

- ◆ 令和９年４月から、児童館（学童クラブ）、児童青少年センター、子ども・子育てプラザ、単独学童クラブで勤務する会計年度任用職員※（一般）を募集します。
- ◆ 児童福祉法に基づく児童厚生施設等の職員として、常勤職員とともに各施設の第一線で、子どもの健全育成に関する業務に従事していただきます。
- ◆ 子どもたちの成長を身近で支え、安全・安心な居場所づくりに携わる大変重要な仕事です。
- ◆ 公務員としての服務規律や倫理を遵守するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利と人権を尊重して行動することが求められます。
- ◆ また、子どもに関わる職員として、子どもの心身の安全と尊厳を守ることを最優先とし、子どもとの適切な距離感を保ちながら、高い倫理観と責任感を持って業務に従事していただきます。

※　会計年度任用職員とは、令和２年度から新たに創設された地方公務員法第22条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤の職員（公務員）です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として、会計年度単位で任用されます。

こども性暴力防止法の施行に伴う応募要件について

採用に当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

こども性暴力防止法において、特定性犯罪の前科がある者（特定性犯罪事実該当者）は、児童と接する業務に従事させないなどの措置を講じることとされています。このため、区では、本業務の採用要件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。

したがって、特定性犯罪の前科がある場合は応募することができません。

また、応募時に特定性犯罪の前科がない旨の申告をしたにもかかわらず、後に前科があることが判明した場合は、重要な経歴詐称に該当するものとして、採用内定を取り消す場合があります。

なお、採用内定者には、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認を行うため、必要な登録手続や書類の提出をお願いする予定です。あらかじめご了承ください。

1　採用区分及び応募資格等

(1)　採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（一般）	児童指導	月16日／ 1日7時間45分	10名	下記参照

(2)　勤務場所

○　**杉並区内の児童館（学童クラブ）、児童青少年センター、子ども・子育てプラザ、単独学童クラブ**

※　子ども家庭部児童青少年課の所属となり、児童青少年課が所管する施設へ配属になります。

※　具体的な配属先は、採用後に決定します。配属先の指定（施設の種類を含む）はできません。

※　また、配属後、年度途中も含め、異動する場合があります。

(3) 仕事内容

○　配属先施設の運営業務全般

- **児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、各施設の日常**

業務・児童指導の仕事に従事します。児童への対応のほか、行事の企画・実施、保護者対応、パソコンによる事務作業など、仕事の内容は多岐にわたります。

- **児童指導に必要なスキルの他、パソコン操作（Word による文書作成や Excel による統計処理、メール送受信、ファイル管理など）は必須になります。**

(4) 任用期間

○ **令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで**

※ 採用後１か月間は、条件付採用期間（試用期間）になります。この試用期間中に、公務員としての能力や適性がないと判断された場合、採用が取り消されることがあります。

※ 更新制度（公募によらない再度の任用）があります。再度の任用は、勤務実績等による能力実証を行い、良好な勤務成績の場合は年度単位で任用期間を更新します。

(5) 応募資格

○ 次の資格要件のいずれかに該当する方（令和９年３月 31 日までに取得又は卒業見込も応募可）

■ **保育士、教諭又は社会福祉士の資格を有する方**

■ **大学関連学部（心理・教育・社会・福祉・児童）の卒業者**

○ **以下のいずれかに該当する方は応募できません。**

➢ **地方公務員法第 16 条の各号（以下参照）のいずれかに該当する者**

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

➢ **学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第２条第８項の各号（以下参照）のいずれかに該当する者**

1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 20 年を経過しないもの
2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して 10 年を経過しないもの
3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 10 年を経過しないもの

○ また、杉並区において他部署・他職種の会計年度任用職員に任用される方は、重複しての任用はできませんのでご注意ください。

2 勤務条件等

(1) 報酬・手当

○ **報酬（月給）**は、**月額 241,728 円**です。（令和８年４月１日現在の額）（地域手当に相当する報酬を含みます）

※ 毎月 15 日（土日・休日の場合は直前の平日）に支給します。

※ 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

○ **通勤手当（通勤費）**を支給します。（上限１か月 55,000 円まで）

※ 通勤距離が２ｋｍ以上であること等の支給の要件があります。

○ **期末手当・勤勉手当（ボーナス）**を支給します。

※ 勤務実績等の支給の要件があります。

○　再度の任用された場合、**昇給**（経験加算）があります。（上限あり）
○　住居手当や扶養手当、退職手当はありません。
○　採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

(2)　勤務日・勤務時間

○　勤務日　　**月 16 日勤務で、月のうち指定する日**
※　配属先により異なりますが、土曜・日曜・祝日も勤務日にあたります。
※　勤務日は、あらかじめ指定します。原則として、年末年始は休務日です。

○　勤務時間　**１日７時間 45 分勤務（実働）**
※　勤務の開始時間、終了時間は、勤務シフトにより異なります。
※　公務のため必要があるときは、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）を命ずる場合があります。超過勤務があった場合は、実績に応じて超過勤務手当（割増報酬）を支給します。

(3)　勤務シフト

○　次の勤務シフト（勤務時間の間に１時間の休憩時間あり）による**ローテーション勤務**となります。
Ａ勤務：午前８時 30 分～午後５時 15 分
Ｂ勤務：午前９時 30 分～午後６時 15 分
Ｃ勤務：午前 10 時 30 分～午後７時 15 分
Ｅ勤務：午前８時～午後４時 45 分
※　**勤務シフトは、固定ではありません。勤務日により異なります。**
※　行事等の実施のため上記以外の勤務シフトを指定する場合があります。
※　子ども・子育てプラザに配属の場合、Ｅ勤務のシフトはありません。
※　**児童青少年センターに配属の場合、次の勤務シフトによります。**
Ａ勤務：午前８時 30 分～午後５時 15 分
Ｂ勤務：午前 10 時 30 分～午後７時 15 分
Ｃ勤務：午後 12 時 30 分～午後９時 15 分

(4)　休暇

○　**年次有給休暇は、年 13 日付与**されます。
○　その他に、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等の休暇制度（有給・無給）があります。

(5)　社会保険・福利厚生

○　**社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入**します。
○　年１回、一般的な健康診断が受けられます。
○　労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
○　杉並区職員互助会に加入することができます。（任意）
○　その他、研修等があります。

(6)　服務・人事評価等

○　会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受ける職員（地方公務員）として、常勤職員と同様に、**服務の宣誓**、**法令及び上司の職務上の命令に従う義務**、**信用失墜行為の禁止**、**守秘義務**、**職務専念義務**、**政治的行為の制限**が適用されるとともに、**人事評価**、**分限処分**、**懲戒処分**の対象となります。
○　杉並区の職務に支障のない範囲で、他の仕事（営利企業を含む）との兼業・兼職が可能です。

■求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止について
杉並区は求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。
詳細は、当区ホームページ（https://www.city.suginami.tokyo.jp/s010/29279.html）をご覧ください。

3　申込方法（応募方法）

所定の応募書類（採用選考申込書）に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限（応募締切）	郵送先及び申込場所
郵送 又は 持参	**令和８年12月３日まで（必着）** （持参の場合は、土曜・日曜・祝日・月曜を除く午前９時から午後５時まで）	〒167-0051 杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内 児童青少年課管理係　非常勤職員採用担当

※　所定の応募書類（採用選考申込書）は、児童館、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザで配付しています。（杉並区公式ホームページからダウンロードすることもできます。この場合はプリンターでＡ４サイズの白紙に印刷して使用してください。）

※　郵送で申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（一般）【児童指導】採用選考申込書在中」と赤字で明記してください。なお、郵便事故等（遅配、未到達等）については責任を負いません。

※　応募書類は、採用・不採用の別に係わらず返却いたしません。（収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。）

4　選考方法

(1)　第一次選考（書類選考）

方　　法	書類選考	所定の応募書類（採用選考申込書）により書類選考を行います。 ※　応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	合否に関わらず、結果通知を発送します。（令和８年12月４日頃発送予定） ※　選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。	

(2)　第二次選考（面接）

方　　法	個別面接	児童厚生施設に勤務する職員（会計年度任用職員）として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選考日及び選考会場	令和８年12月中旬（予定） ※　詳細は、第一次選考合格通知書でお知らせします。	
合格発表	合否に関わらず、第二次選考（面接）後、結果通知を発送します。 ※　選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。	

(3)　採用説明会（採用手続き）

実施日	令和９年１月中旬（予定） ※　会場及び日時、必要書類（提出書類等）は、内定通知書でお知らせいたします。

5　問い合わせ先

杉並区子ども家庭部児童青少年課管理係（非常勤職員採用担当）

〒167-0051
杉並区荻窪 1-56-3 児童青少年センター（ゆう杉並）内
電話 03-3393-4760　ＦＡＸ03-3393-4714

杉並区公式ホームページ　https://www.city.suginami.tokyo.jp/

